

福祉用具購入について

令和4年9月 始良市 介護保険係

近年、再購入と知らずに購入するケースや、提出書類（ケアプラン等）に福祉用具が必要な理由記載が不十分なケースが増加しています。購入後に保険給付が受けられないケースがないよう、利用者の自立支援に向けた福祉用具の適切な選定のために、ご協力の程宜しくお願い致します。

(1)福祉用具の使用場所について

福祉用具購入及び貸与は「居宅サービス」になります。利用者が生活されている居宅での利用を前提とした購入が介護保険適用となります。例えば、年に数回だけ別居家族宅のみで使用する目的の購入は認められません。

(2)同一品目の再購入について

同一品目の再購入は原則認められません。通常の使用において破損などが生じた場合など、万が一必要な場合は、必ず修繕を目的とした保険給付の検討を行った上で、事前に書類（同一品目再購入時の事前提出書類：下記参照）を提出し、確認を受けてから再購入してください。例えば、単に、汚れた・古くなったなどの理由は認められません。

【同一品目再購入時の事前提出書類】

- ・特定福祉用具購入が必要な理由書（HPに様式あり。再購入が必要な理由を記載）
- ・前回購入した物品の現状の写真（日付入り）
- ・再購入予定物品のカタログ・パンフレットの写し（型番や価格がわかるもの）
- ・ケアプラン（再購入が必要な理由と整合性がとれるもの）

(3)付加機能について

家具調タイプのポータブルトイレや、腰掛便座本体と区分できないウォシュレット機能・消臭機能、暖房機能・自動ラップ機能付きポータブルトイレ等は、必要性が認められれば保険給付の対象となる場合がございます。ただし、事前に書類（付加機能付き福祉用具購入時の事前提出書類：下記参照）を提出し、確認を受けてから購入してください。

例えば、単に来客の視線が気になる等の理由で家具調ポータブルトイレを購入、単に便秘症等の理由でウォシュレット付きポータブルトイレを購入、単に本人や介護者の希望で消臭機能や暖房機能・自動ラップ機能付きポータブルトイレを購入等のケースは認められません。利用者の希望や生活の質を高める目的だけでなく、なぜ通常タイプのもものでは利用者の自立支援のために十分でないのか、疾患名や状態像から個別の具体的な必要性を明確にしてください。

【付加機能付き福祉用具購入時の事前提出書類】

- ・特定福祉用具購入が必要な理由書（HPに様式あり。付加機能が必要な理由を記載）
- ・購入予定物品のカタログ・パンフレットの写し（型番や価格がわかるもの）
- ・ケアプラン（付加機能が必要な理由と整合性がとれるもの）

(4)その他

※シャワーチェアとシャワーキャリーはどちらも入浴補助用具の「入浴用いす」として、同一品目です。また、シャワーキャリー購入の場合、シャワーチェアでは自立支援に不十分な理由を確認しますので、再購入の有無にかかわらず購入前にご相談ください。